



# 春の交通安全 4/6(火)～15(木) 市民総ぐるみ運動が始まります

市では下記の4点を運動の重点として交通安全運動を展開します。

## 運動の重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②飲酒運転の根絶
- ③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④自転車の安全利用の推進



交通事故の撲滅は、市民誰もが望む共通の「願い」です。この「願い」をかなえるためには、市民一人一人が「交通ルール 守るあなたが 守られる」という理念を強く持ち続け、それを実践することが最も重要です。出掛けるとき、運転するときにはいつも「交通安全」を心掛けましょう。

## 飲酒運転は「犯罪」です！

登米市は県内他市町村と比べても、飲酒運転による検挙件数・事故件数の割合が高い地域となっています。

運転者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、また家庭・地域では飲酒運転をさせない環境づくりに努め、飲酒運転を根絶しましょう。



## 新入学児童に思いやりを！

4月は、新入学の季節です。毎年この時期は子どもの交通事故が多く発生しています。

ドライバーは車の運転の際、子どもに配慮した運転を心掛け、家族や地域では、子どもたちに交通ルールやマナーを教えあげましょう。



## 高齢者の運転免許取得者教育受講費を助成します

市では4月から、市内に在住し宮城県公安委員会交付の運転免許証を所持している70歳以上の人が、運転免許取得者教育4号課程（高齢者対象課程）を受講した際の受講料を助成します。

※運転免許の更新時に70歳以上の人が受ける「高齢者講習」および75歳以上の人が受ける「講習予備検査」は助成対象にはなりません。

**【助成金額】** 受講料の2分の1（100円未満切捨て）、上限は3,000円。

**【申請方法】** 各総合支所に備え付けの所定の申請書に、受講の領収書および運転免許証のコピーを添えて、各総合支所もしくは市民生活課へ申し込みください。

○市内の各自動車教習所では、下記日程で運転免許取得者教育4号課程を実施します。

北宮城自動車学校：4・6・9・11月の各15日

佐沼自動車学校：5月25日および7・10・12月の各15日

受講時間・料金：各校とも9：00～12：00 5,000円

※受講の申し込みは、各指定自動車教習所へ実施日の5日前までに直接申し込みください。

**【問い合わせ】** 市民生活部市民生活課 市民総務係 ☎ 0220 (58) 2118

### ◆運転免許取得者教育◆

運転適性検査や実技指導などを行ない、運転技術の再確認や、技術向上を図ることができる教育制度で、宮城県公安委員会から指定を受けた自動車教習所が実施しています。



豊かな子育てを応援します

## 子ども手当が支給されます

### ◎子ども手当とは？

・子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの成長を社会全体で支援することを目的として、平成22年4月1日現在における0歳から15歳までの子どもを対象に支給されます。

### ◎支給の対象となる子どもの範囲

・住民登録または外国人登録がある人の0歳から15歳までの子ども（所得制限はありません）

### ◎支給対象者

・支給対象者は、原則として支給対象の子どもを養育しかつ生計を共にしている父または母となります。  
※養育している者が上記以外でも支給対象の子どもを養育しかつ生計を共にしている場合は、支給対象者となります。【例えば、支給対象の子どもの父・母以外でも、生計を共にし子どもを養育しているのが祖父母の場合は、祖父または祖母が支給対象者となります】

### ◎支給額および支給方法

・支給額は対象となる子ども1人当たり月額13,000円で、この中には従来支給されていた児童手当が含まれます。  
※支給額の内訳は下表【1カ月分の手当支給内訳】のとおりとなります。

・支給月は6月、10月、2月の年3回で口座振込みにより支給されます。  
各支給月の内訳は、6月には4月、5月の2カ月分が、10月には6～9月までの4カ月分が、2月には10月～1月までの4カ月分が支給となります。  
(昨年度に児童手当を受給していた人の平成22年2、3月の2カ月分は、6月に支給されます)  
※公務員は所属庁から支給されます。

### 【1カ月分の手当支給内訳】

支給対象区分	子ども手当分	児童手当分	合計支給額
0～3歳未満	3,000円	10,000円	13,000円
3歳以上小学校修了前の第1・2子	8,000円	5,000円	
3歳以上小学校修了前の第3子	3,000円	10,000円	
中学生	13,000円	—	

### ◎申請の方法

・子ども手当の申請が必要な人には、申請書など様式を4月中旬に郵送します。下表【子ども手当申請受付期間・場所】などを確認し所定の場所で申請してください。

※平成22年3月31日まで児童手当を受給していた人のうち、4月1日現在で子ども手当の支給要件に該当する人は申請が免除されるため、申請の必要がある人のみに送付します。

### 【子ども手当申請受付期間・場所】

地区	受付期間	受付場所	地区	受付期間	受付場所
迫	4月22日(木)～28日(水)	迫総合支所1階会議室	米山	4月20日(火)～22日(木)	米山総合支所市民福祉課
登米	4月20日(火)～22日(木)	登米総合支所市民福祉課	石越	4月20日(火)～21日(水)	石越総合支所市民福祉課
東和	4月20日(火)～21日(水)	東和総合支所市民福祉課	南方	4月20日(火)～22日(木)	南方総合支所1階相談室1
中田	4月21日(水)～27日(火)	中田総合支所市民福祉課	津山	4月21日(水)～22日(木)	津山総合支所1階相談室2
豊里	4月19日(月)～20日(火)	豊里総合支所市民福祉課	受付時間は各総合支所とも午前8時30分～午後5時15分		

※上記期間に手続きできない人は、4月中旬に各総合支所市民福祉課の窓口で手続きをしてください。

**【問い合わせ】** 福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎ 0220 (58) 5562